



弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「匠への道」

□おとり広告で措置命令！広告方法は問題ない？

□所員の日常 - 使用済み切手でできること □ふくおか経営戦略セミナーにブース出展しました！

Pickup Law News

おとり広告で措置命令！広告方法は問題ない？

はじめに

平成 29 年 7 月 27 日、消費者庁はソフトバンク株式会社に対し、同社が供給する「Apple Watch」に関する広告について、景品表示法 5 条 3 号で禁止されるいわゆる「おとり広告」であるとして、措置命令が下されました。



携帯電話業界でも最大手であるソフトバンク株式会社に措置命令が出されたインパクトは大きく、日経新聞などの全国紙や TV ニュースでも取り上げられています。

今回のニュースレターでは、このソフトバンクの事例をベースに、景品表示法の広告規制について見ていきたいと思います。

事案の概要と景品表示法上の規定

(1) 事件概要

広告内容

ソフトバンク株式会社は、平成 28 年 11 月 1 日～ 4 日までの間、ホームページにおいて、以下の広告をしました。

「いい買物の日 2016 年 11 月 3 日～ 11 月 13 日
おトクドッカーン！ Apple Watch が！スペシャル
プライスで買えるのは今だけ！本体価格 11、
111 円（表示価格は税抜です）」

「期間中、対象の Apple Watch が 11、111 円でご購入いただけるキャンペーンです。ソフトバンクの Apple Watch 取り扱い店舗にて、ご購入いただけます」

なお、同一ページ内の以下の注意書きがありました。

「在庫がなくなり次第、終了となります」

「商品によっては在庫がない場合もあります。
Apple Watch 取り扱い店舗でご確認下さい」

キャンペーンの実情

キャンペーン対象の 485 店舗で、キャンペーン初日に Apple Watch の在庫が準備されておらず、販売はできない状態でした。

(2) 措置命令の根拠

景品表示法 5 条 3 号では、「商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの」を禁止しています。

条文だけ見ると「なんのこっちゃ」という話ですが、実際に用意できていない商品やサービスを広告し、それに惹きつけられた消費者に別の商品などを販売する「おとり広告」などを想定しています。

(3) 本件についての問題点

今回、消費者庁が問題視したのは、

①「在庫がなくなり次第終了」との表示は、在

庫があることが前提の記載

②「商品によっては在庫がない」との表示は、**在庫がないことが例外**であるかのような記載となっているにもかかわらず、在庫が用意できておらず、**各店舗の準備状況が適切に表示された広告ではない**という点です。



広告をうったものの、在庫確保ができなかったというのが実情のような気がしますが、残念ながら広告と在庫状況がズレている以上は「おとり広告」という評価をされえます。

このように、**現場との伝達ミスなどでもうっかり広告規制に違反してしまう**のが景表法の怖いところです。

(4) 措置命令の内容

消費者庁は、ソフトバンク株式会社に対し、①今回の広告が景品表示法違反であったことを消費者に周知徹底すること、②再発防止策の徹底、③同様の表示を今後行わないこと、以上3点を命じました。

これら命令には罰則などが含まれていないものの、特に①について**会社名とともに違反の事実が公表されるとい**う社会的なダメージが大き

かったといえます。

まとめ

繰り返しになりますが、広告主の意図に関わらず、広告内容と実情がズレている場合には**広告規制違反**になりうる以上、キャンペーンや広告を行う際には景表法に違反しないか十分なチェックを行う必要があります。

景表法にはこの他、「**優良誤認表示**：塾などで根拠なく合格実績を記載するなど」「**有利誤認表示**：根拠なく「九州 No1」と表示するなど」の禁止が規定されています。

優良誤認表示規制と有利誤認表示規制の違反については、平成28年4月より**売上額の3%を課徴金として納付を命じる課徴金制度**がスタートしており、今後さらに広告方法に気を配っていかねばなりません。

とはいえ、無難な広告だけでは効果が上がらないのも現実です。

アウト／セーフの境界線がどこにあるのか、弁護士に相談されつつ広告を行うことをお勧めします。



弁護士 櫻井正弘

福岡県久留米市出身。顧問企業様のニーズに応え、法的な危険を防ぎながらその利益を最大限獲得することを弁護士の役目と考え、適切なスピード感を持って経営者の悩みに応えることをモットーとしています。

所員の日常

使用済み切手でできること

皆様の会社や自宅にも日々たくさんの郵便物が届いていると思いますが、そのまま捨ててしまっている方が多いのではないのでしょうか。

弊所も、保険会社や依頼者様から郵便物を頂くことが多いのですが、弊所では使用済みの切手を捨てずに集めております。

入所した当初、なぜ使用済みの切手を集めているのだらうと不思議に思い、先輩に聞いてみたところ、事務所の社会貢献活動の一環として行っているとのことでした。

調べてみると、使用済みの切手は郵便局や各ボランティア団体等によって回収され、大量に回収された郵券は、切手収集家の方に売却されることでお金に換わっていることが分かりました。

売却によって得られたお金は、『海外の医療支援』や『ジョイセフの女性支援活動資金』等、様々な団体への寄付に充て

られているそうです。

使用済みの切手を購入する切手収集家の方にとっては、切手そのものよりも『消印の珍しさ』が重要のようで、消印をきれいに切り取ることが、より高く換金するためのポイントであることも分かりました。

日頃不要なものだと思込んですぐに捨ててしまっているものが、人の手を通じ、お金の換わり、困っている人々の力になっているというのは、とても素敵なことだなと感じました。

私も、誰かのお役に立てるよう、小さなことにもひとつひとつ丁寧に取り組んでいきたいと改めて思いました。

皆様の会社、ご自宅でも実践してみたいはいかがでしょうか。



—— ふくおか経営戦略セミナーにブース出展しました！ ——

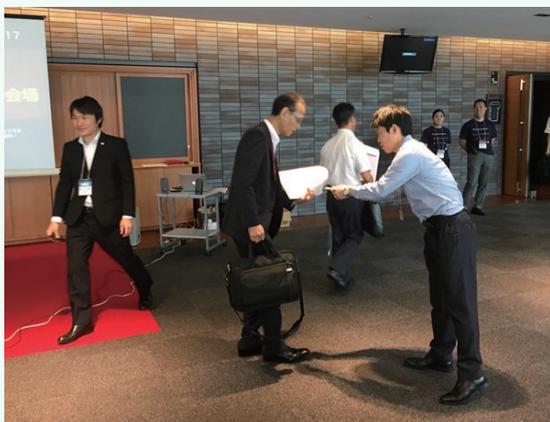
去る8月9日、博多駅のJR九州ホールで「ここ福岡から日本の働き方を変える！ふくおか経営戦略セミナー生産性向上大作戦」が開催されました。

我々、たくみ法律事務所は、企業様の生産性向上を支援する法律事務所としてブースを出展させていただきました。

当日は、約250名の方々が来場され、セミナーは大盛り上がりでした。

我らの代表宮田も登壇しご挨拶をさせていただきました。

セミナーでは、人材不足が叫ばれる現代において、いかに「生産性向上」を実現し、経営資源の不足を補い、企業として成長していくのが主たるテーマでした。



日本ではまだまだ浸透していませんが、北欧を中心として「生産性向上」は非常に注目されています。

皆さまも一度、自社の「生産性」について考えてみてはいかがでしょうか。

「生産性向上」に伴うリスクについては、我々にお気軽にご相談ください。

ちなみに、この日のために準備したオリジナル(?)の「たくみ飴」「たくみガム」は来場者の方々に好評で、多くの方々に手にとっていただき、皆さまの睡魔退治に一役買ったのではないかと思います。

まさに「たくみ」のなせるワザです。

たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

アクセス

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF 天神南ビル10階

・地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

・天神バスセンター：徒歩5分

・西鉄福岡駅(天神)：徒歩5分



このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・不動産問題（賃料未払・明け渡し等）
- ・債権回収（取引先の未払、取引先の倒産等）
- ・契約法務（契約書作成、内容確認、契約解除等）
- ・労働問題（労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等）
- ・会社法務（設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等）
- ・会社倒産（自社の破産・再生等）